

鳥栖市議会定例會議案

令和7年12月

鳥
栖
市

12月市議会定例会議案一覧表

議案甲第50号	鳥栖市まちづくり推進センター条例の一部を改正する条例	3
議案甲第51号	鳥栖市行政手続条例の一部を改正する条例	4
議案甲第52号	鳥栖市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	7
議案甲第53号	鳥栖市議會議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	10
議案甲第54号	鳥栖市特別職職員の諸給与条例の一部を改正する条例	12
議案甲第55号	鳥栖市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	14
議案甲第56号	鳥栖市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例	24
議案甲第57号	鳥栖市まち・ひと・しごと創生推進基金条例	49
議案甲第58号	鳥栖市税条例の一部を改正する条例	51
議案甲第59号	鳥栖市証明等手数料条例の一部を改正する条例	53
議案甲第60号	鳥栖市社会福祉会館条例の一部を改正する条例	54
議案甲第61号	鳥栖市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	56
議案甲第62号	鳥栖市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	58
議案甲第63号	鳥栖市駐車場条例の一部を改正する条例	59
議案甲第64号	急傾斜地崩壊防止工事に係る分担金徴収条例の一部を改正する条例	63
議案甲第65号	工事請負契約の締結について	64
議案甲第66号	工事請負契約の締結について	65
議案甲第67号	工事請負契約の締結について	66
議案甲第68号	指定管理者の指定について	67
議案甲第69号	指定管理者の指定について	68
議案乙第29号	令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）	別冊
議案乙第30号	令和7年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案乙第31号	令和7年度鳥栖市水道事業会計補正予算（第1号）	別冊
議案乙第32号	令和7年度鳥栖市下水道事業会計補正予算（第2号）	別冊
報告 第20号	専決処分事項の報告について	69
報告 第21号	専決処分事項の報告について	71

議案甲第50号

鳥栖市まちづくり推進センター条例の一部を改正する条例

鳥栖市まちづくり推進センター条例（平成22年条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
(名称及び位置)	(名称及び位置)
第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。	第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。
名称	名称
鳥栖市鳥栖まちづくり推進セン ター	鳥栖市今泉町2172番地2
<u>鳥栖市鳥栖まちづくり推進セン</u> <u>タ一分館</u>	<u>鳥栖市真木町2112番地</u>
略	略

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和7年12月2日

鳥栖市長 向 門 慶 人

(提案理由)

鳥栖まちづくり推進センタ一分館を廃止したいため、この案を提出する。

議案甲第51号

鳥栖市行政手続条例の一部を改正する条例

鳥栖市行政手続条例（平成8年条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
<p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長等は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該市長等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該市長等の事務所の掲示場に掲示すること</u>によって行うことができる。<u>この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p>	<p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長等は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>公示の方法</u>によって行うことができる。</p> <p>4 <u>前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該市長等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨</u>（以下この項において「公示事項」という。）<u>を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該市長等の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したもの</u>の閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。<u>この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過</u></p>

(代理人)

第16条 前条第1項の通知を受けた者（同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。

2～4 略

（続行期日の指定）

第22条 略

2 略

3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあっては、掲示を始めた日の翌日）」と読み替えるものとする。

（聴聞に関する手続の準用）

第29条 第15条第3項及び第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「同項第3号及び第4号」とあるのは「同条第3号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第3項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第3項後段」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和

したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(代理人)

第16条 前条第1項の通知を受けた者（同条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。

2～4 略

（続行期日の指定）

第22条 略

2 略

3 第15条第3項及び第4項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項前段中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項後段中「とき」とあるのは「とき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあっては、当該措置を開始した日の翌日）」と読み替えるものとする。

（聴聞に関する手続の準用）

第29条 第15条第3項及び第4項並びに第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第4項中第1項第3号及び第4号」とあるのは「同条第4項中第1項第3号及び第4号」とあるのは「第28条第3号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第4項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第4項後段」と読み替えるものとする。

5年法律第63号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の鳥栖市行政手続条例(以下「改正後の条例」という。)第15条第3項及び第4項(これらの規定を改正後の条例第22条第3項若しくは第29条又は他の条例において準用する場合を含む。)の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

上記の議案を提出する。

令和7年12月2日

鳥栖市長 向 門 慶 人

(提案理由)

行政手続法の一部改正に準じ、条例を改正したいため、この案を提出する。

鳥栖市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

第1条 鳥栖市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和4年条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前		改 正 後	
(給与に関する特例)		(給与に関する特例)	
第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律第3条第4号の職員をいう。以下同じ。）を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。		第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律第3条第4号の職員をいう。以下同じ。）を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。	
号給	給料月額（円）	号給	給料月額（円）
1	<u>3 9 4, 0 0 0</u>	1	<u>4 1 0, 0 0 0</u>
2	<u>4 4 5, 0 0 0</u>	2	<u>4 6 0, 0 0 0</u>
3	<u>5 0 0, 0 0 0</u>	3	<u>5 1 4, 0 0 0</u>
4	<u>5 6 5, 0 0 0</u>	4	<u>5 8 0, 0 0 0</u>
5	<u>6 4 4, 0 0 0</u>	5	<u>6 6 2, 0 0 0</u>
6	<u>7 5 3, 0 0 0</u>	6	<u>7 7 3, 0 0 0</u>
7	<u>8 7 9, 0 0 0</u>	7	<u>9 0 2, 0 0 0</u>
2～4 略 (鳥栖市職員の給与に関する条例の適用除外等)		2～4 略 (鳥栖市職員の給与に関する条例の適用除外等)	
第8条 略		第8条 略	
2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第3項、第16条の2第1項、第17条、第19条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第3項中「この条例」とあるのは、「この条例及び鳥栖市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和4年条例第16号。以下「任期付職員条例」という。）		2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第3項、第16条の2第1項、第17条、第19条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第3項中「この条例」とあるのは、「この条例及び鳥栖市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和4年条例第16号。以下「任期付職員条例」という。）	

第7条の規定」と、給与条例第16条の2第1項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員（任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。）」と、給与条例第17条中「職務にある職員」とあるのは「職務にある職員（任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。）」と、給与条例第19条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、給与条例第20条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」とする。

第7条の規定」と、給与条例第16条の2第1項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員（任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。）」と、給与条例第17条中「職務にある職員」とあるのは「職務にある職員（任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。）」と、給与条例第19条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の97.5」と、給与条例第20条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の90」とする。

第2条 鳥栖市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
<p>(鳥栖市職員の給与に関する条例の適用除外等)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定期付職員に対する給与条例第2条第3項、第16条の2第1項、第17条、第19条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第3項中「この条例」とあるのは、「この条例及び鳥栖市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和4年条例第16号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、給与条例第16条の2第1項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員（任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。）」と、給与条例第17条中「職務にある職員」とあるのは「職務にある職員（任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。）」と、給与条例第19条第2項中「100分の125」とあるのは「<u>100分の97.5</u>」と、給与条例第20条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「<u>100分の90</u>」とする。</p>	<p>(鳥栖市職員の給与に関する条例の適用除外等)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定期付職員に対する給与条例第2条第3項、第16条の2第1項、第17条、第19条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第3項中「この条例」とあるのは、「この条例及び鳥栖市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和4年条例第16号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、給与条例第16条の2第1項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員（任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。）」と、給与条例第17条中「職務にある職員」とあるのは「職務にある職員（任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。）」と、給与条例第19条第2項中「100分の125」とあるのは「<u>100分の96.25</u>」と、給与条例第20条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「<u>100分の88.75</u>」とする。</p>

附 則
(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（鳥栖市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「条例」という。）第8条第2項の改正規定を除く。）による改正後の条例の規定は、令和7年4月1日から適用する。
- 3 第1条の規定（条例第8条第2項の改正規定に限る。）による改正後の条例の規定は、令和7年12月1日から適用する。
(給与の内払)
- 4 第1条の規定による改正後の条例（以下「改正後の条例」という。）の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。この場合において、改正後の条例の規定に基づき支給されるべき給与と内払とみなされた給与との差額は、附則第1項本文の規定によるこの条例の施行の日の属する月の翌月に、その初日から起算して30日以内に支払うものとする。

上記の議案を提出する。

令和7年12月2日

鳥栖市長 向 門 慶 人

(提案理由)

人事院勧告等に準じ、特定任期付職員の給与を改定したいため、この案を提出する。

鳥栖市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 鳥栖市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和32年条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
<p>第8条 前条の期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した議員にあっては、退職し、又は死亡した現在）に議員が受けるべき議員報酬の月額に当該議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>略</p> <p>2 略</p>	<p>第8条 前条の期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した議員にあっては、退職し、又は死亡した現在）に議員が受けるべき議員報酬の月額に当該議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の177.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>略</p> <p>2 略</p>

第2条 鳥栖市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
<p>第8条 前条の期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した議員にあっては、退職し、又は死亡した現在）に議員が受けるべき議員報酬の月額に当該議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の177.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>略</p> <p>2 略</p>	<p>第8条 前条の期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した議員にあっては、退職し、又は死亡した現在）に議員が受けるべき議員報酬の月額に当該議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>略</p> <p>2 略</p>

附 則
(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の鳥栖市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。
(期末手当の内払)
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の鳥栖市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。この場合において、改正後の条例の規定に基づき支給されるべき期末手当と内払とみなされた期末手当との差額は、附則第1項本文の規定によるこの条例の施行日の属する月の翌月に、その初日から起算して30日以内に支払うものとする。

上記の議案を提出する。

令和7年12月2日

鳥栖市長 向 門 慶 人

(提案理由)

人事院勧告等に準じ、鳥栖市議会議員の期末手当を改定したいため、この案を提出する。

議案甲第54号

鳥栖市特別職職員の諸給与条例の一部を改正する条例

第1条 鳥栖市特別職職員の諸給与条例（昭和29年条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
<p>第4条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p>	<p>第4条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の177.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p>

第2条 鳥栖市特別職職員の諸給与条例の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
<p>第4条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の177.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p>	<p>第4条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p>

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の鳥栖市特別職職員の諸給与条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から

適用する。

(期末手当の内払)

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の鳥栖市特別職職員の諸給与条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。この場合において、改正後の条例の規定に基づき支給されるべき期末手当と内払とみなされた期末手当との差額は、附則第1項本文の規定によるこの条例の施行の日の属する月の翌月に、その初日から起算して30日以内に支払うものとする。

上記の議案を提出する。

令和7年12月2日

鳥栖市長 向 門 慶 人

(提案理由)

人事院勧告等に準じ、鳥栖市特別職職員の期末手当を改定したいため、この案を提出する。

鳥栖市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 鳥栖市職員の給与に関する条例（昭和29年条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
<p>(通勤手当)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 自動車等の使用距離（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、その使用距離及びその通勤回数）に応じ、支給単位期間につき、<u>31,600円</u>を超えない範囲内で規則に定める額</p> <p>(3) 略</p> <p>3・4 略</p> <p>5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の<u>月額</u>で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。</p> <p>6～9 略</p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 自動車等の使用距離（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、その使用距離及びその通勤回数）に応じ、支給単位期間につき、<u>66,400円</u>を超えない範囲内で規則に定める額</p> <p>(3) 略</p> <p>3・4 略</p> <p>5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額、<u>第3項の規定により支給する額</u>及び特別料金等相当額をその支給単位期間の<u>月数</u>で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。</p> <p>6～9 略</p>

(宿日直手当)

第16条 宿直、日直及び半日直勤務を命ぜられた職員には、次の手当を支給する。ただし、常直的な宿日直勤務にあっては、その額は、月額1 3, 0 0 0 円を超えない範囲内において支給することができる。

(1) 宿直手当 2, 6 0 0 円

(2) 日直手当 2, 6 0 0 円

(3) 半日直手当 1, 3 0 0 円

(4) 略

(期末手当)

第19条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に1 0 0 分の 1 2 5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「1 0 0 分の 1 2 5」とあるのは「1 0 0 分の 7 0」とする。

4～6 略

(勤勉手当)

第20条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職

(宿日直手当)

第16条 宿直、日直及び半日直勤務を命ぜられた職員には、次の手当を支給する。ただし、常直的な宿日直勤務にあっては、その額は、月額2 3, 5 0 0 円を超えない範囲内において支給することができる。

(1) 宿直手当 4, 7 0 0 円

(2) 日直手当 4, 7 0 0 円

(3) 半日直手当 2, 3 5 0 円

(4) 略

(期末手当)

第19条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に1 0 0 分の 1 2 7. 5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「1 0 0 分の 1 2 7. 5」とあるのは「1 0 0 分の 7 2. 5」とする。

4～6 略

(勤勉手当)

第20条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職

員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第9項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額

3～5 略

員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第9項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の52.5を乗じて得た額の総額

3～5 略

別表第1を次のように改める。

別表第1

給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		金額 (円)						
定年前	1	197,800	244,400	279,100	312,900	335,900	370,500	424,900
再任用	2	198,900	245,700	280,100	314,400	337,800	372,100	426,800
短時間	3	200,100	247,200	281,100	315,800	339,600	373,800	428,700
勤務職員以外の職員	4	201,200	248,600	282,100	317,200	341,300	375,400	430,500
	5	202,300	250,000	283,100	318,700	343,000	377,000	432,300
	6	204,000	251,400	284,100	319,800	344,700	378,800	434,200
	7	205,600	252,800	285,000	320,800	346,400	380,300	436,000
	8	207,300	254,200	286,000	322,000	348,100	381,900	437,800
	9	208,800	255,600	287,000	323,200	349,700	383,300	439,400
	10	210,500	256,800	288,100	324,800	351,400	384,900	440,900
	11	212,100	258,200	289,100	326,400	353,100	386,500	442,400

1 2	213, 700	259, 500	290, 100	328, 100	354, 700	388, 000	444, 000
1 3	215, 200	260, 700	291, 100	329, 500	356, 200	389, 900	445, 500
1 4	217, 000	261, 900	292, 400	331, 100	357, 900	391, 800	446, 800
1 5	218, 700	263, 100	293, 700	332, 700	359, 500	393, 800	448, 100
1 6	220, 400	264, 300	294, 900	334, 300	361, 000	395, 600	449, 300
1 7	221, 600	265, 400	296, 100	335, 700	362, 400	397, 100	450, 500
1 8	223, 200	266, 500	297, 500	337, 400	364, 100	398, 900	451, 800
1 9	224, 800	267, 700	298, 700	339, 100	365, 700	400, 600	453, 100
2 0	226, 300	268, 800	299, 900	340, 700	367, 300	402, 200	454, 400
2 1	227, 900	269, 700	300, 900	342, 100	368, 500	404, 000	455, 600
2 2	229, 500	270, 700	302, 100	343, 800	370, 000	405, 400	456, 400
2 3	231, 100	271, 700	303, 300	345, 500	371, 500	406, 800	457, 200
2 4	232, 700	272, 700	304, 600	347, 100	373, 000	408, 200	458, 000
2 5	234, 400	273, 700	305, 900	348, 400	374, 700	409, 600	458, 600
2 6	236, 000	274, 600	306, 900	350, 300	376, 500	410, 800	459, 200
2 7	237, 400	275, 400	308, 000	352, 000	378, 200	412, 000	459, 800
2 8	238, 700	276, 300	309, 000	353, 600	379, 900	413, 100	460, 400
2 9	240, 000	277, 200	310, 100	355, 100	381, 300	414, 200	461, 100
3 0	241, 100	278, 000	311, 300	356, 700	382, 600	415, 400	461, 900
3 1	242, 200	278, 800	312, 400	358, 400	383, 800	416, 500	462, 300
3 2	243, 300	279, 500	313, 600	360, 000	385, 200	417, 600	463, 000
3 3	244, 400	280, 200	314, 700	361, 700	386, 300	418, 300	463, 600
3 4	245, 300	281, 000	316, 000	363, 500	387, 200	419, 000	464, 000
3 5	246, 200	281, 800	317, 300	365, 300	388, 300	419, 600	464, 400
3 6	247, 300	282, 400	318, 700	367, 100	389, 300	420, 300	464, 800
3 7	248, 300	283, 100	319, 900	368, 700	390, 100	420, 900	465, 200
3 8	249, 200	283, 900	321, 200	370, 100	391, 000	421, 500	465, 500
3 9	250, 100	284, 600	322, 500	371, 500	391, 900	422, 000	465, 800

4 0	250, 900	285, 300	323, 800	372, 900	392, 700	422, 400	466, 100
4 1	251, 700	286, 000	325, 100	374, 400	393, 500	422, 800	466, 400
4 2	252, 400	286, 700	326, 300	375, 200	394, 300	423, 000	466, 700
4 3	253, 000	287, 500	327, 700	376, 100	395, 100	423, 400	467, 000
4 4	253, 600	288, 200	328, 800	377, 100	395, 800	423, 700	467, 300
4 5	254, 300	288, 900	329, 700	378, 100	396, 500	424, 000	467, 600
4 6	254, 900	289, 500	331, 000	379, 200	397, 200	424, 300	
4 7	255, 500	290, 200	332, 300	380, 100	397, 900	424, 600	
4 8	256, 100	290, 800	333, 600	381, 100	398, 700	424, 900	
4 9	256, 600	291, 500	334, 700	382, 000	399, 200	425, 100	
5 0	257, 300	292, 100	336, 000	382, 700	399, 800	425, 400	
5 1	257, 900	292, 800	337, 200	383, 400	400, 400	425, 600	
5 2	258, 400	293, 500	338, 500	384, 000	401, 100	425, 900	
5 3	258, 800	294, 000	339, 800	384, 400	401, 500	426, 100	
5 4	259, 200	294, 600	340, 800	385, 000	402, 100	426, 400	
5 5	259, 500	295, 200	341, 900	385, 600	402, 700	426, 700	
5 6	259, 800	295, 900	343, 000	386, 300	403, 200	427, 000	
5 7	260, 100	296, 500	343, 700	386, 600	403, 600	427, 200	
5 8	260, 400	297, 100	344, 600	387, 300	404, 200	427, 500	
5 9	260, 700	297, 800	345, 300	388, 100	404, 800	427, 800	
6 0	261, 000	298, 500	346, 100	388, 700	405, 300	428, 000	
6 1	261, 300	299, 100	346, 900	389, 000	405, 700	428, 200	
6 2	261, 600	299, 700	347, 300	389, 500	406, 200	428, 500	
6 3	261, 900	300, 200	347, 900	390, 100	406, 700	428, 800	
6 4	262, 200	300, 700	348, 600	390, 700	407, 300	429, 000	
6 5	262, 500	301, 200	349, 400	391, 000	407, 600	429, 200	
6 6	262, 800	301, 800	350, 100	391, 600	408, 100		
6 7	263, 100	302, 300	350, 800	392, 300	408, 400		

6 8	263, 400	302, 900	351, 400	392, 900	408, 800	
6 9	263, 700	303, 300	351, 900	393, 300	409, 100	
7 0	264, 000	303, 800	352, 500	393, 800	409, 400	
7 1	264, 300	304, 300	353, 000	394, 400	409, 700	
7 2	264, 600	304, 900	353, 600	394, 900	409, 900	
7 3	264, 900	305, 400	353, 900	395, 400	410, 100	
7 4	265, 200	305, 800	354, 400	396, 000	410, 400	
7 5	265, 500	306, 100	354, 700	396, 400	410, 700	
7 6	265, 800	306, 400	355, 100	396, 700	410, 900	
7 7	266, 100	306, 600	355, 500	397, 100	411, 100	
7 8	266, 400	306, 900	356, 000	397, 600	411, 400	
7 9	266, 700	307, 100	356, 500	398, 100	411, 700	
8 0	267, 100	307, 500	357, 000	398, 500	411, 900	
8 1	267, 400	307, 700	357, 300	398, 900	412, 100	
8 2	267, 700	307, 900	357, 800	399, 400	412, 400	
8 3	268, 000	308, 200	358, 200	399, 800	412, 700	
8 4	268, 300	308, 400	358, 600	400, 200	412, 900	
8 5	268, 600	308, 700	358, 900	400, 500	413, 100	
8 6	268, 900	308, 900	359, 300	400, 900		
8 7	269, 200	309, 200	359, 700	401, 300		
8 8	269, 500	309, 500	360, 100	401, 700		
8 9	269, 800	309, 800	360, 300	402, 000		
9 0	270, 100	310, 100	360, 700	402, 400		
9 1	270, 400	310, 400	361, 100	402, 800		
9 2	270, 700	310, 700	361, 500	403, 200		
9 3	271, 000	310, 900	361, 700	403, 500		
9 4		311, 100	362, 000			
9 5		311, 400	362, 400			

9 6		311, 800	362, 700			
9 7		312, 000	363, 000			
9 8		312, 300	363, 400			
9 9		312, 600	363, 800			
1 0 0		313, 000	364, 200			
1 0 1		313, 200	364, 700			
1 0 2		313, 500	365, 100			
1 0 3		313, 800	365, 500			
1 0 4		314, 100	365, 900			
1 0 5		314, 300	366, 400			
1 0 6		314, 600	366, 800			
1 0 7		314, 900	367, 100			
1 0 8		315, 200	367, 400			
1 0 9		315, 400	367, 900			
1 1 0		315, 700				
1 1 1		316, 100				
1 1 2		316, 400				
1 1 3		316, 600				
1 1 4		316, 800				
1 1 5		317, 100				
1 1 6		317, 600				
1 1 7		317, 800				
1 1 8		318, 000				
1 1 9		318, 300				
1 2 0		318, 600				
1 2 1		318, 900				
1 2 2		319, 100				
1 2 3		319, 400				

	124		319,700					
	125		320,000					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額						
		202,300	230,100	272,200	293,000	308,800	335,200	378,500

第2条 鳥栖市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
<p>(期末手当)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の126.25</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p>

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第9項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の107.5</u> を乗じて得た額の総額
(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の52.5</u> を乗じて得た額の総額
3～5 略

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第9項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の106.25</u> を乗じて得た額の総額
(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の51.25</u> を乗じて得た額の総額
3～5 略

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の規定（鳥栖市職員の給与に関する条例（以下「条例」という。）第10条の改正規定に限る。）及び第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 第1条の規定（条例別表第1の改正規定に限る。）による改正後の条例の規定は、令和7年4月1日から適用する。
- 第1条の規定（条例第19条第2項及び第3項並びに第20条第2項第1号及び第2号の改正規定に限る。）による改正後の条例の規定は、令和7年12月1日から適用する。
(給与の内払)
- 第1条の規定による改正後の条例（以下「改正後の条例」という。）の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。この場合において、改正後の条例の規定に基づき支給されるべき給与と内払とみなされた給与との差額は、附則第1項本文の規定によるこの条例の施行の日の属する月の翌月に、その初日から起算して30日以内に支払うものとする。

上記の議案を提出する。

令和7年12月2日

鳥栖市長 向 門 慶 人

(提案理由)

人事院勧告等に準じ、職員の給与を改定したいため、この案を提出する。

鳥栖市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

鳥栖市職員等の旅費に関する条例（昭和29年条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
<p><u>第1章 総則</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>公務のため旅行する職員及び職員以外の者</u>に対し支給する旅費に関し必要な基準を定めることを目的とする。</p> <p>2 <u>前項の旅費</u>に関して他の条例に特別の定めがある場合を除くほかこの条例に定めるところによる。</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、公務のため旅行する職員等</u>に対し支給する旅費に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>2 <u>市が職員及び職員以外の者</u>に対し支給する旅費に関しては、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、<u>この条例の定める</u>ところによる。</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>市長等 職員のうち市長、副市長及び教育長の職にあるものをいう。</u></p> <p>(2) <u>一般職員 職員のうち市長等以外の職員をいう。</u></p> <p>(3) <u>内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及びこれらに附属の島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。</u></p> <p>(4) <u>外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。</u></p>

- (1) 出張 職員が公務のため一時その在勤公署（常時勤務する在勤公署のない職員については、その住所又は居所）を離れて旅行し又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。
- (2) 赴任 新たに採用された職員のうち本市の要請により国家公務員又は他の地方公務員の職員から引き続いて市職員になった者がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤公署に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤公署から新在勤公署に旅行することをいう。
- (3) 扶養親族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。
- (5) 出張 職員が公務のため一時その在勤公署（常時勤務する在勤公署のない場合又は旅行命令権者（第4条第1項の旅行命令等を発する権限を有する者をいう。以下同じ。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。
- (6) 赴任 新たに採用された職員（本市の要請により国家公務員又は他の地方公共団体の職員から引き続いて市の職員になった者に限る。）がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤公署に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤公署から新在勤公署に旅行することをいう。
- (7) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の本拠となる地に旅行することをいう。
- (8) 家族 職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、職員と生計を一にするものをいう。
- (9) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。
- (10) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (11) 電磁的方法 電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。
- (12) 旅行役務提供者 旅行業者（旅行業法（昭和27年法律第

2 この条例において「何々地」という場合には、市町村の存する地域（都の特別区の存する地域にあっては、特別区の存する全地域）をいうものとする。ただし、「在勤地」という場合には、在勤公署の所在する市町村の地域をいうものとする。

（旅費の支給）

第3条 職員が出張し、又は赴任した場合は、当該職員に対し旅費を支給する。

239号) 第6条の4第1項に規定する旅行業者をいう。) その他の規則で定める者（以下この号において「旅行業者等」という。）であって、市と旅行役務提供契約（旅行業者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。以下同じ。）を締結したものをいう。

（旅費の支給）

第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。

2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

(1) 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に退職、(免職を含む。)、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

(2) 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に死亡した場合は、当該職員の遺族

(3) 職員が死亡した場合において、当該職員の本邦にある遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族

(4) 職員が出張のための外国旅行中に退職等となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

2 職員以外の者が市の機関の依頼又は要求に応じ公務の遂行を補助するため証人、参考人等として市費を支弁して旅行させる必要がある場合は別に定めるところにより旅費を支給する。

(5) 職員が出張のための外国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

3 職員が前項第1号又は第4号の規定に該当する場合において、地方公務員法第16条第1号、第2号及び第4号若しくは第29条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となったときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

4 職員又は職員以外の者が、本市の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人、通訳等として旅行した場合には、その者に対し旅費を支給する。

5 第1項、第2項及び前項の規定に該当する場合を除くほか、他の条例に特別の定めがある場合その他市費を支弁して旅行させる必要がある場合には、旅費を支給する。

6 第1項、第2項及び前2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。以下同じ。）を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他規則で定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

8 第1項、第2項及び第4項から第6項までに規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅

(旅行命令等)

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、命令権者若しくは旅行依頼を行う者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によって行われなければならない。

(1) 略

(2) 前条第2項の規定に該当する旅行 旅行依頼

2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り旅行命令等を発することができる。

費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

(旅行命令等)

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によって行われなければならない。

(1) 略

(2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼

2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令書又は旅行依頼書（旅行命令書又は旅行依頼書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下「旅行命令書等」という。）に規則で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知してしなければならない。ただし、旅行命令書等に当該事項の記載又は記録をするいとまがない場合には、この限りでない。

5 前項ただし書の規定により旅行命令書等に記載又は記録をしなかった場合には、速やかに旅行命令書等に同項本文に規定する規則で定める事項の記載又は記録をしなければならない。

6 旅行命令書等が電磁的記録である場合における第4項の規定

による通知は、電磁的方法により行うことができる。

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかつた場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従つた限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(旅費の種目)

第5条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、移転料、着後手当及び扶養親族移転料とする。

2 鉄道賃は鉄道旅行について路程に応じ旅客運賃等により支給する。

3 船賃は水路旅行について路程に応じ旅客運賃等により支給する。

4 航空賃は、航空旅行について路程に応じ旅客運賃等により支給する。

5 車賃は実費を支給する。

6 日当は旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給す

る。

7 宿泊料は旅行中の夜数に応じ 1 夜当たりの定額により支給する。

8 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程等に応じ定額により支給する。

9 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。

10 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について支給する。

11 第 13 条第 1 項に規定する旅行については、第 1 項に掲げる旅費に代えて日額旅費として支給する。

(旅費の計算)

第 6 条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合にはその現によった経路及び方法によって計算する。

(旅費の請求手続)

第 7 条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給をうけようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとする者は所定の請求書を提出しなければならない。

(旅費の計算)

第 7 条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして前条に規定する種目及び第 9 条から第 18 条までに規定する内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によつて計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によつて計算する。

(旅費の請求手続)

第 8 条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けるとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けるとする旅行役務提供者は、所定の請求書（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）に必要な資料を添えて、これを当該旅費又は当該金額の支出又は支払をする者（以下「支出命令者等」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出

- しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうち、その資料を提出しなかったためその旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかつた部分の支給又は支払を受けることができない。
- 2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は当該旅行を完了した後所定の期間内に当該旅行について、前項の規定による旅費の精算をしなければならない。
- 3 支出命令者等は、前項の規定による精算の結果過払金があつた場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。
- 4 支出命令者等は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかつた場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかつた場合には、当該支出命令者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。
- 5 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法をもって提出することができる。
- 6 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、支出命令者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を出したものとみなす。
- 7 第2項及び第3項に規定する期間並びに第4項に規定する給与の種類その他の必要な事項は、規則で定める。

第2章 旅費

(鉄道賃)

第8条 鉄道賃の額は、運賃及び急行料金による。

(鉄道賃)

第9条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）

2 前項に規定する急行料金は、特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。

(船賃)

第9条 船賃の額は、運賃(はしけ賃及び桟橋賃を含む。)による。

第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法
(大正10年法律第76号) 第1条第1項に規定する軌道その他規則で定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。)
を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用
(第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃
に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とする
ものに限る。) の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級の運賃の額とする。

(船賃)

第10条 船賃は、船舶(海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分さ

(航空賃)

第10条 航空賃の額は、航空機の利用に要する運賃による。ただし、特別の必要のため、任命権者の許可を受けた者に限る。

れた船舶により移動するときは最下級の運賃の額とする。

(航空賃)

第11条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。次項及び次条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(その他の交通費)

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

(日当)

第11条 日当の額は、別表第1の定額による。

2 前項の規定による日当は、路程50キロメートル以上（佐賀市を除く。）又は5時間以上の会議等に出席する旅行に限り、支給する。

(宿泊料)

第12条 宿泊料の額は、別表第1の定額による。

(移転料)

第13条 移転料の額は、次の各号に規定する額による。

(1) 赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第2の定額による額

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

(宿泊費)

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情を勘案して規則で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から第12条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める一夜当たりの定額とする。

(転居費)

第16条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第18条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定め

(2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額

(3) 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について支給することができる前号に規定する額に相当する額の合計額）

（着後手当）

第14条 着後手当の額は、別表第1の日当定額の5日分及び宿泊料定額の5夜分に相当する額による。

（扶養親族移転料）

第15条 扶養親族移転料の額は、次の各号に規定する額による。

(1) 赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次の各号に規定する額の合計額

ア 12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の金額並びに日当、宿泊料及び着後手当の3分の2に相当する額

イ 12歳未満6歳以上の者については、その移転の際における職員相当の日当、宿泊料及び着後手当の3分の1に相当する額

ウ 6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の日当、宿泊料及び着後手当の3分の1に相当する額。

る方法により算定される額とする。

（着後滞在費）

第17条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

（家族移転費）

第18条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この項において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した鉄道賃、船賃、航空賃、その他交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

- ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する金額を加算する。
- (2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、第13条第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について前号の規定により支給することができる額に相当する額の合計額）に相当する額を超えることができない。
- (3) 第1号アからウまでの規定による日当、宿泊料及び着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 2 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子を移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。
- (日額旅費)
- 第16条 次に掲げる旅行のうち、当該旅行の性質上、日額旅費の支給を適當と認めて任命権者が指定した場合には、第5条第1項に掲げる旅費に代えて、日額旅費を旅費として支給する。
この場合において、任命権者が特に必要があると認めたときは、目的地までに要する往復の旅費については定額の旅費を支給することができる。
- (1) 長期間の研修、講習、訓練、その他これらに類する目的のための旅行
- 2 日額旅費の支給を受ける者の範囲、額及び支給条件は別に市

- (2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任における職員の新居住地）に移転する場合には、前号の規定に準じて算定した額
- 2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

長が定める。

第17条 削除

(退職者等の旅費)

第19条 第3条第2項第1号及び第4号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族等の旅費)

第20条 第3条第2項第2号、第3号又は第5号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

(証人等の旅費)

第21条 第3条第4項又は第5項の規定により支給する旅費は、他の法令に特別の定めがある場合を除くほか、市長が定めるものとする。

(旅費の支給額の上限)

第22条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当

(随行旅費)

第18条 職員が公務のため、市長、副市長、教育長、議長又は議員（以下「市長等」という。）に随行して旅行する場合は、日当及び車賃を除き市長等に支給すべき旅費を支給することができる。

する部分を除く。) 及び家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第13条、第14条、第16条、第17条及び第18条第1項並びに第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(旅費の特例)

第23条 一般職員が、公務のため市長等、議長又は議員の随行を命ぜられた場合の旅費については、これらの職にある者の旅費額に相当する額を支給することができる。

2 旅行命令権者は、一般職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項又は第64条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項又は第64条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該一般職員に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

(外国旅行の旅費)

第19条 外国旅行の旅費については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）を準用する。この場合において、国家公務員の職務の級に相当する当該職員の職務の級については、市長が別に定める。

第3章 雜則

(旅費の調整)

第20条 旅行命令権者は旅行者が公用の交通機関、宿泊施設を利用して旅行した場合、その他当該旅行における特別の事情に

(旅費の調整)

第25条 旅行命令権者は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の

より又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不适当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においてはその実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 旅行命令権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、市長と協議して定める旅費を支給することができる。

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、旅費に関する必要な事項は、規則で定める。

別表第1

区分	車賃	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)
金額	実費	2,200円	10,900円

性質上この条例又は旅費に関する他の条例の規定による旅費を支給した場合には不适当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 旅行命令権者は、旅行者がこの条例又は旅費に関する他の条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、市長と協議して定める旅費を支給することができる。

(旅費の返納)

第26条 支出命令者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく命令の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく命令の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出命令者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支出命令者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

(委任)

第27条 この条例に定めるもののほか、この条例の規定による旅費の支給の手続その他この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。

ただし、車賃は東京都内に限り滞在1日につき2,200円とする。

別表第2

区分	支給額
鉄道50キロメートル未満	107,000円
鉄道50キロメートル以上 100キロメートル未満	123,000円
鉄道100キロメートル以上 300キロメートル未満	152,000円
鉄道300キロメートル以上 500キロメートル未満	187,000円
鉄道500キロメートル以上 1,000キロメートル未満	248,000円
鉄道1,000キロメートル以上 1,500キロメートル未満	261,000円
鉄道1,500キロメートル以上 2,000キロメートル未満	279,000円
鉄道2,000キロメートル以上	324,000円

備考 路程の計算については、水路及び陸路4分の1キロメートルをもって鉄道1キロメートルとみなす。

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。
(経過措置)
- この条例による改正後の鳥栖市職員等の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第2条第5号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前にこの条例による改正前の鳥栖市職員等の旅費に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。

(鳥栖市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

- 3 鳥栖市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和32年条例第10号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前		改 正 後					
(費用弁償)		(費用弁償)					
第5条 議員が公務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給し、その額は別表による。ただし、外国旅行の旅費については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）を準用し、その額は「指定職の職務にある者」を適用する。なお、旅費の支給方法は、一般職の職員に支給する旅費の例による。		第5条 議員が公務のため旅行したときは、 <u>その旅行について、費用弁償として旅費を支給する。</u>					
2 前項に定めるもののほか、航空機を利用する場合は実費を支給する。ただし、特別の必要のため議長が許可した場合に限る。		2 前項の規定により支給する旅費の額及び支給方法は、 <u>鳥栖市職員等の旅費に関する条例（昭和29年条例第33号）に規定する市長等に支給する旅費の例</u> による。					
第6条 議員が定例会、臨時会、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会及び全員協議会に出席したときは、 <u>出席旅費</u> として別表の <u>費用弁償</u> を支給する。		第6条 議員が定例会、臨時会、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会及び全員協議会に出席したときは、 <u>費用弁償</u> として別表の <u>出席旅費</u> を支給する。					
2 略		2 略					
別表		別表					
区分	議員報酬	費用弁償					
		出席旅費 (1日に つき)	鉄道賃	船賃	車賃	日当 (1日に つき)	宿泊料 (1夜に つき)
議長	月額 514,000円	2,600円	運賃及 び急行 料金	運賃	実費	2,600円	13,100円
副議長	月額 460,000円	〃	〃	〃	〃	〃	〃
区分	議員報酬	費用弁償					
		出席旅費（1日につき）					
議長	月額 514,000円	2,600円					
副議長	月額 460,000円	〃					

議員	月額 431,000 円	〃	〃	〃	〃	〃	〃	議員	月額 431,000 円	〃
ただし、車賃は東京都内に限り滞在1日につき2,900円とする。										

(鳥栖市非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 4 鳥栖市非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年条例第11号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前						改 正 後							
(費用弁償)						(費用弁償)							
第3条 特別職の職員が公務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給し、その額は別表による。ただし、外国旅行の旅費については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）を準用し、その額は「9級以上の職務にある者」を適用する。なお、旅費の支給方法は、一般職の職員に支給する旅費の例による。						第3条 非常勤特別職が公務のため旅行したときは、その旅行について、費用弁償として旅費を支給する。							
2 前項に定めるもののほか、航空機を利用する場合は実費を支給する。ただし、特別の必要のため任命権者が許可した場合に限る。						2 前項の規定により支給する旅費の額及び支給方法は、鳥栖市職員等の旅費に関する条例（昭和29年条例第33号）に規定する一般職員に支給する旅費の例による。							
3～5 略 別表						3～5 略 別表							
区分	報酬	費用弁償					区分	報酬					
		鉄道賃	船賃	車賃	日当 (1日に つき)	宿泊料 (1夜に つき)							
教育委員会教育長職務代理者	月額 78,100 円	運賃及び急行料金	運賃	実費	2,200 円	10,900 円	教育委員会教育長職務代理者						
							月額 78,100 円						
教育委員会委員	月額 73,100 円	〃	〃	〃	〃	〃	教育委員会委員						
農業委員会会长	基本給 月額 66,000 円	〃	〃	〃	〃	〃	農業委員会会长						
							上記の金額に活動実績等により予算						

	上記の金額に活動実績等により予算の範囲内で別に市長が定める額を加算する。							の範囲内で別に市長が定める額を加算する。
農業委員会会長代理	基本給 月額 37,600円 上記の金額に活動実績等により予算の範囲内で別に市長が定める額を加算する。	/	/	/	/	/	農業委員会会長代理	基本給 月額 37,600円 上記の金額に活動実績等により予算の範囲内で別に市長が定める額を加算する。
農業委員会委員	基本給 月額 33,500円 上記の金額に活動実績等により予算の範囲内で別に市長が定める額を加算する。	/	/	/	/	/	農業委員会委員	基本給 月額 33,500円 上記の金額に活動実績等により予算の範囲内で別に市長が定める額を加算する。
農地利用最適化推進委員	基本給 月額 24,400円 上記の金額に活動実績等により予算の範囲内で	/	/	/	/	/	農地利用最適化推進委員	基本給 月額 24,400円 上記の金額に活動実績等により予算の範囲内で別に市長が定める額を加算する。

	別に市長が定める額を加算する。							
選挙管理委員会委員長	月額 46,700円	〃	〃	〃	〃	〃	選挙管理委員会委員長	月額 46,700円
選挙管理委員会委員	月額 29,500円	〃	〃	〃	〃	〃	選挙管理委員会委員	月額 29,500円
選挙長	日額 12,200円	〃	〃	〃	〃	〃	選挙長	日額 12,200円
投票管理者	日額 14,500円	〃	〃	〃	〃	〃	投票管理者	日額 14,500円
期日前投票管理者	日額 12,800円	〃	〃	〃	〃	〃	期日前投票管理者	日額 12,800円
開票管理者	日額 12,200円	〃	〃	〃	〃	〃	開票管理者	日額 12,200円
投票立会人	日額 12,400円	〃	〃	〃	〃	〃	投票立会人	日額 12,400円
期日前投票立会人	日額 10,900円	〃	〃	〃	〃	〃	期日前投票立会人	日額 10,900円
開票立会人	日額 10,100円	〃	〃	〃	〃	〃	開票立会人	日額 10,100円
選挙立会人	日額 10,100円	〃	〃	〃	〃	〃	選挙立会人	日額 10,100円
固定資産評価審査委員会委員長	日額 5,800円	〃	〃	〃	〃	〃	固定資産評価審査委員会委員長	日額 5,800円
固定資産評価審査委員会委員	日額 5,800円	〃	〃	〃	〃	〃	固定資産評価審査委員会委員	日額 5,800円
代表監査委員	月額 224,100円	〃	〃	〃	〃	〃	代表監査委員	月額 224,100円
代表監査委員以外の監査委員	月額 101,400円	〃	〃	〃	〃	〃	代表監査委員以外の監査委員	月額 101,400円
社会教育委員	日額 5,800円	〃	〃	〃	〃	〃	社会教育委員	日額 5,800円
スポーツ推進委員	日額 5,800円	〃	〃	〃	〃	〃	スポーツ推進委員	日額 5,800円
障害支援区分認定審査会委員	日額 14,200円	〃	〃	〃	〃	〃	障害支援区分認定審査会委員	日額 14,200円
学校運営協議会委員	年額 23,200円	〃	〃	〃	〃	〃	学校運営協議会委員	年額 23,200円

各種諮問委員会委員	日額 5,800円	/	/	/	/	/	/	各種諮問委員会委員	日額 5,800円
その他非常勤特別職	予算の範囲内で別に市長が定める。	/	/	/	/	/	/	その他非常勤特別職	予算の範囲内で別に市長が定める。
備考								備考	
(1)・(2) 略 (3) 車賃は、東京都内に限り滞在1日につき2,200円とする。								(1)・(2) 略	

(鳥栖市議会の調査及び公聴会の出頭又は参加者等に対する費用弁償支給条例の一部改正)

- 5 鳥栖市議会の調査及び公聴会の出頭又は参加者等に対する費用弁償支給条例（昭和29年条例第70号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 後	改 正 後										
(費用弁償) 第2条 前条に掲げる者に支給する費用弁償は別表による。	(費用弁償) 第2条 前条の規定により出頭又は参加（以下「出頭等」という。）した者に対し、その出頭等について、費用弁償として旅費を支給する。ただし、本市に勤務する職員には支給しない。										
2 費用弁償の支給方法は、鳥栖市職員等の旅費に関する条例（昭和29年条例第33号）の適用を受ける職員の例による。	2 前項の規定により支給する旅費の額及び支給方法は、鳥栖市職員等の旅費に関する条例（昭和29年条例第33号）に規定する一般職員に支給する旅費の例による。										
別表											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>鉄道賃</th> <th>船賃</th> <th>車賃</th> <th>日当 (1日につき)</th> <th>宿泊料 (1夜につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運賃</td> <td>運賃</td> <td>実費</td> <td>2,200円</td> <td>10,900円</td> </tr> </tbody> </table>	鉄道賃	船賃	車賃	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	運賃	運賃	実費	2,200円	10,900円	
鉄道賃	船賃	車賃	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)							
運賃	運賃	実費	2,200円	10,900円							

(鳥栖市特別職職員の諸給与条例の一部改正)

- 6 鳥栖市特別職職員の諸給与条例（昭和29年条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前						改 正 後		
<u>第5条 削除</u>								
<u>第6条 特別職が公務のため旅行したときは、旅費を支給し、その額は別表による。ただし、外国旅行の旅費については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）を準用し、その額は「指定職の職務にある者」を適用する。なお、旅費の支給方法は、一般職の職員に支給する旅費の例による。</u>								
<u>2 前項に定めるもののほか航空機を使用する場合は、実費を支給する。ただし、特別の必要のため市長が許可した場合に限る。</u>								
<u>第7条 その他この条例に定めある給与の支給については市一般職の例による。</u>								
別表								
区分	給料	旅費						
		鉄道賃	船賃	車賃	日当 (1日に つき)	宿泊料 (1夜に つき)		
市長	月額 970,000円	運賃及 び急行 料金	運賃	実費	2,600円	13,100円		
副市長	月額 777,000円	〃	〃	〃	〃	〃		
教育長	月額 678,000円	〃	〃	〃	〃	〃		
ただし、車賃は東京都内に限り滞在1日につき2,900円とする。								
(鳥栖市交通安全指導員設置条例の一部改正)								
7 鳥栖市交通安全指導員設置条例（昭和45年条例第30号）の一部を次のように改正する。								
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。								

改 正 前		改 正 後	
(費用弁償)		(費用弁償)	

第6条 指導員が任務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給し、その額は別表による。

別表

謝金	費用弁償				
	鉄道賃	船賃	車賃	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)
年額 136,800円	運賃及び 急行料金	運賃	実費	2,200円	10,900円

備考 車賃は、東京都内にかぎり滞在1日につき2,200円とする。

(鳥栖市消防団条例の一部改正)

- 8 鳥栖市消防団条例（昭和29年条例第42号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前	改 正 後														
<p>(費用弁償)</p> <p>第14条 団員が公務のため旅行したときは、その旅行について <u>別表第1の費用弁償を支給し、支給方法は、一般職職員の例に</u> <u>よる。</u></p> <p>2 前項に定めるものほか、航空機を利用する場合は実費を支給する。ただし、特別の必要のため任命権者が許可した場合に限る。</p> <p>別表第1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">年額報酬</th> <th colspan="5">費用弁償</th> </tr> <tr> <th>鉄道賃</th> <th>船賃</th> <th>車賃</th> <th>日当 (1日につき)</th> <th>宿泊料 (1夜につき)</th> </tr> </thead> </table>	区分	年額報酬	費用弁償					鉄道賃	船賃	車賃	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	<p>(費用弁償)</p> <p>第14条 団員が公務のため旅行したときは、その旅行について <u>費用弁償として、旅費を支給する。</u></p> <p>2 前項の規定により支給する旅費の額及び支給方法は、鳥栖市職員等の旅費に関する条例（昭和29年条例第33号）に規定する一般職員に支給する旅費の例による。</p> <p>別表第1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>年額報酬</th> </tr> </thead> </table>	区分	年額報酬
区分			年額報酬	費用弁償											
	鉄道賃	船賃		車賃	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)									
区分	年額報酬														

団長	149,000円	運賃及び 急行料金	運賃	実費	<u>2,200円</u>	<u>10,900円</u>
副団長	107,000円	〃	〃	〃	〃	〃
分団長	76,000円	〃	〃	〃	〃	〃
副分団長	61,000円	〃	〃	〃	〃	〃
部長	55,000円	〃	〃	〃	〃	〃
班長	47,000円	〃	〃	〃	〃	〃
団員	42,000円	〃	〃	〃	〃	〃
機能別団員	21,000円	〃	〃	〃	〃	〃

ただし、車賃は東京都内に限り滞在1日につき2,200円とする。

団長	149,000円
副団長	107,000円
分団長	76,000円
副分団長	61,000円
部長	55,000円
班長	47,000円
団員	42,000円
機能別団員	21,000円

上記の議案を提出する。

令和7年12月2日

鳥栖市長 向 門 慶 人

(提案理由)

国家公務員等の旅費に関する法律に準じ、条例を改正したいため、この案を提出する。

議案甲第57号

鳥栖市まち・ひと・しごと創生推進基金条例

(設置)

第1条 地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に充てるため、
鳥栖市まち・ひと・しごと創生推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和7年12月2日

鳥栖市長 向 門 慶 人

(提案理由)

鳥栖市まち・ひと・しごと創生推進基金を設置したいため、この案を提出する。

議案甲第58号

鳥栖市税条例の一部を改正する条例

鳥栖市税条例（昭和29年条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
(公示送達) 第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、鳥栖市公告式条例（昭和29年条例第5号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行うものとする。	(公示送達) 第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、 <u>公示事項(同条第2項に規定する公示事項をいう。以下、この条において同じ。)</u> を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を鳥栖市公告式条例（昭和29年条例第5号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したもののが閲覧することができる状態に置く措置をとることによってするものとする。
(納税証明事項) 第18条の3 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。	(納税証明事項) 第18条の3 施行規則第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。

附 則

(施行期日)

- この条例は、地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の鳥栖市税条例第18条の規定は、この条例の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

上記の議案を提出する。

令和7年12月2日

鳥栖市長 向 門 慶 人

(提案理由)

地方税法等の一部改正に伴い、条例を改正したいため、この案を提出する。

議案甲第59号

鳥栖市証明等手数料条例の一部を改正する条例

鳥栖市証明等手数料条例（平成12年条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
第2条 略 第4条 略 2 前項の規定にかかわらず、多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、自ら必要な操作を行うことにより証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）により交付した証明書等に係る手数料は、免除しない。	第2条 略 2 <u>前項の規定にかかわらず、多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、自ら必要な操作を行うことにより証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）により交付する証明書等に係る手数料については、別表に掲げる手数料の金額から50円を減じた金額とする。</u> 第4条 略 2 前項の規定にかかわらず、多機能端末機により交付した証明書等に係る手数料は、免除しない。
附 則 この条例は、令和8年4月1日から施行する。	

上記の議案を提出する。

令和7年12月2日

鳥栖市長 向 門 慶 人

(提案理由)

多機能端末機により交付する証明書等に係る手数料の金額を定めたいため、この案を提出する。

鳥栖市社会福祉会館条例の一部を改正する条例

鳥栖市社会福祉会館条例（昭和61年条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
<p>(設置)</p> <p>第1条 在宅障害者の福祉の向上と児童の健全な育成を図るため、社会福祉会館を設置する。</p> <p>(施設)</p> <p>第3条 鳥栖市社会福祉会館（以下「会館」という。）に次の施設を置く。</p> <p>(1) 鳥栖市<u>身体障害者福祉センター</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(使用時間及び休館日)</p> <p>第4条 会館の<u>使用時間</u>及び休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>使用時間</u> 午前10時から午後4時30分まで</p> <p>(2) 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、<u>使用時間</u>及び休館日を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。</p> <p>(指定管理者の業務)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 前条の規定により市長が指定管理者に前項各号に掲げる業務を行わせる場合は、第4条の規定によるほか、指定管理者が必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、同条第1項</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 障害者及び障害児の福祉の向上と児童の健全な育成を図るため、社会福祉会館を設置する。</p> <p>(施設)</p> <p>第3条 鳥栖市社会福祉会館（以下「会館」という。）に次の施設を置く。</p> <p>(1) 鳥栖市<u>障害福祉センター</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(開館時間及び休館日)</p> <p>第4条 会館の<u>開館時間</u>及び休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>開館時間</u> 平日 午前9時から午後5時まで 土曜日 午前9時から午後4時まで</p> <p>(2) 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、<u>開館時間</u>及び休館日を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。</p> <p>(指定管理者の業務)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 前条の規定により市長が指定管理者に前項各号に掲げる業務を行わせる場合は、第4条の規定によるほか、指定管理者が必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、同条第1項</p>

に規定する使用時間及び休館日を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

に規定する開館時間及び休館日を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和7年12月2日

鳥栖市長 向 門 慶 人

(提案理由)

社会福祉会館に設置する施設の名称及び使用時間を変更したいため、この案を提出する。

議案甲第61号

鳥栖市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

鳥栖市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第12号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前	改 正 後				
(利用乳幼児及び職員の健康診断) 第18条 略 2 前項の規定にかかわらず、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。	(利用乳幼児及び職員の健康診断) 第18条 略 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。 <table border="1"><tr><td>児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断</td><td>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</td></tr><tr><td>乳幼児に対する健康診査</td><td>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期健康診断又は臨時の健康診断</td></tr></table>	児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断	乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期健康診断又は臨時の健康診断
児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断				
乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期健康診断又は臨時の健康診断				
3・4 略	3・4 略				

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和7年12月2日

鳥栖市長 向 門 慶 人

(提案理由)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に準じ、条例を改正したいため、この案を提出する。

議案甲第62号

鳥栖市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号。以下「府令」という。）において使用する用語の例による。

(設備及び運営に関する基準)

第3条 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準は、この条例に定めるもののほか、府令の定めるところによる。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和7年12月2日

鳥栖市長 向 門 慶 人

(提案理由)

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めたいため、この案を提出する。

鳥栖市駐車場条例の一部を改正する条例

第1条 鳥栖市駐車場条例（平成10年条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前	改 正 後																								
(名称及び位置)	(名称及び位置)																								
第2条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。	第2条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥栖市鳥栖駅東駐車場</td><td>鳥栖市本鳥栖町235番地10</td></tr> <tr> <td>鳥栖市鳥栖駅西駐車場</td><td>鳥栖市京町722番地17</td></tr> <tr> <td>鳥栖市新鳥栖駅バス駐車場</td><td>鳥栖市原古賀町3001番地</td></tr> <tr> <td>略</td><td></td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	鳥栖市鳥栖駅東駐車場	鳥栖市本鳥栖町235番地10	鳥栖市鳥栖駅西駐車場	鳥栖市京町722番地17	鳥栖市新鳥栖駅バス駐車場	鳥栖市原古賀町3001番地	略		<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥栖市鳥栖駅東駐車場</td><td>鳥栖市本鳥栖町235番地10</td></tr> <tr> <td>鳥栖市新鳥栖駅バス駐車場</td><td>鳥栖市原古賀町3001番地</td></tr> <tr> <td>略</td><td></td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	鳥栖市鳥栖駅東駐車場	鳥栖市本鳥栖町235番地10	鳥栖市新鳥栖駅バス駐車場	鳥栖市原古賀町3001番地	略							
名称	位置																								
鳥栖市鳥栖駅東駐車場	鳥栖市本鳥栖町235番地10																								
鳥栖市鳥栖駅西駐車場	鳥栖市京町722番地17																								
鳥栖市新鳥栖駅バス駐車場	鳥栖市原古賀町3001番地																								
略																									
名称	位置																								
鳥栖市鳥栖駅東駐車場	鳥栖市本鳥栖町235番地10																								
鳥栖市新鳥栖駅バス駐車場	鳥栖市原古賀町3001番地																								
略																									
別表	別表																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>区分</th><th>駐車料金</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">鳥栖市鳥栖駅東駐車場</td><td>3時間以内</td><td>100円</td></tr> <tr> <td>3時間を超え6時間以内</td><td>200円(3時間以内の駐車料金を含む。)</td></tr> <tr> <td>6時間を超え24時間以内</td><td>300円(6時間以内の駐車料金を含む。)</td></tr> <tr> <td>24時間を超える場合</td><td>300円に24時間を超える24時間(24時間未満のときは、24時間とする。)につき520円を加算した額</td></tr> </tbody> </table>	名称	区分	駐車料金	鳥栖市鳥栖駅東駐車場	3時間以内	100円	3時間を超え6時間以内	200円(3時間以内の駐車料金を含む。)	6時間を超え24時間以内	300円(6時間以内の駐車料金を含む。)	24時間を超える場合	300円に24時間を超える24時間(24時間未満のときは、24時間とする。)につき520円を加算した額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>区分</th><th>駐車料金</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">鳥栖市鳥栖駅東駐車場</td><td>3時間以内</td><td>100円</td></tr> <tr> <td>3時間を超え6時間以内</td><td>200円(3時間以内の駐車料金を含む。)</td></tr> <tr> <td>6時間を超え24時間以内</td><td>300円(6時間以内の駐車料金を含む。)</td></tr> <tr> <td>24時間を超える場合</td><td>300円に24時間を超える24時間(24時間未満のときは、24時間とする。)につき520円を加算した額</td></tr> </tbody> </table>	名称	区分	駐車料金	鳥栖市鳥栖駅東駐車場	3時間以内	100円	3時間を超え6時間以内	200円(3時間以内の駐車料金を含む。)	6時間を超え24時間以内	300円(6時間以内の駐車料金を含む。)	24時間を超える場合	300円に24時間を超える24時間(24時間未満のときは、24時間とする。)につき520円を加算した額
名称	区分	駐車料金																							
鳥栖市鳥栖駅東駐車場	3時間以内	100円																							
	3時間を超え6時間以内	200円(3時間以内の駐車料金を含む。)																							
	6時間を超え24時間以内	300円(6時間以内の駐車料金を含む。)																							
	24時間を超える場合	300円に24時間を超える24時間(24時間未満のときは、24時間とする。)につき520円を加算した額																							
名称	区分	駐車料金																							
鳥栖市鳥栖駅東駐車場	3時間以内	100円																							
	3時間を超え6時間以内	200円(3時間以内の駐車料金を含む。)																							
	6時間を超え24時間以内	300円(6時間以内の駐車料金を含む。)																							
	24時間を超える場合	300円に24時間を超える24時間(24時間未満のときは、24時間とする。)につき520円を加算した額																							

鳥栖市鳥栖駅西駐車場	20分以内	無料			
場	20分を超える1時間以内	100円			
	1時間を超える5時間以内	100円に1時間を超える1時間(1時間未満のときは、1時間とする。)につき100円を加算した額			
	5時間を超える24時間以内	600円(5時間以内の駐車料金を含む。)			
	24時間を超える場合	600円に24時間を超える24時間(24時間未満のときは、24時間とする。)につき600円を加算した額			
鳥栖市新鳥栖駅バス駐車場	2時間以内	無料	鳥栖市新鳥栖駅バス駐車場	2時間以内	無料
	略			略	

第2条 鳥栖市駐車場条例の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
(名称及び位置) 第2条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。	(名称及び位置) 第2条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。
名称 鳥栖市鳥栖駅東駐車場	位置 鳥栖市本鳥栖町235番地10

鳥栖市新鳥栖駅バス駐車場	鳥栖市原古賀町3001番地
略	

別表

名称	区分	駐車料金
鳥栖市鳥栖駅東駐車場	3時間以内	100円
	3時間を超え6時間以内	200円(3時間以内の駐車料金を含む。)
	6時間を超え24時間以内	300円(6時間以内の駐車料金を含む。)
	24時間を超える場合	300円に24時間を超える24時間(24時間未満のときは、24時間とする。)につき520円を加算した額

鳥栖市鳥栖駅西駐車場	鳥栖市京町711番地3
鳥栖市新鳥栖駅バス駐車場	鳥栖市原古賀町3001番地

別表

名称	区分	駐車料金
鳥栖市鳥栖駅東駐車場	3時間以内	100円
	3時間を超え6時間以内	200円(3時間以内の駐車料金を含む。)
	6時間を超え24時間以内	300円(6時間以内の駐車料金を含む。)
	24時間を超える場合	300円に24時間を超える24時間(24時間未満のときは、24時間とする。)につき520円を加算した額
鳥栖市鳥栖駅西駐車場	1時間以内	100円
	1時間を超え5時間以内	100円に1時間を超える1時間(1時間未満のときは、1時間とする。)につき100円を加算した額
	5時間を超え24時間以内	600円(5時間以内の駐車料金を含む。)
	24時間を超える場合	600円に24時間を超える24時間(24時間未満のと

			きは、24時間とす る。)につき600円 を加算した額
鳥栖市新鳥栖駅バス 駐車場	2時間以内	無料	鳥栖市新鳥栖駅バス 駐車場
略			略

附 則

この条例中第1条の規定は令和8年1月14日から、第2条の規定は規則で定める日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和7年12月2日

鳥栖市長 向 門 慶 人

(提案理由)

鳥栖駅西駐車場を廃止し、及び新たに鳥栖駅西駐車場を設置したいため、この案を提出する。

議案甲第64号

急傾斜地崩壊防止工事に係る分担金徴収条例の一部を改正する条例

急傾斜地崩壊防止工事に係る分担金徴収条例（昭和61年条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
(分担金の額) 第3条 略	(分担金の額) 第3条 略 <u>2 前項の規定にかかわらず、同項各号により算定した分担金の額が、当該工事の受益者（第4条に規定する分担金の徴収を受ける者をいう。）に係る人家の戸数に2,000,000円を乗じて得た額を超える場合は、当該戸数に2,000,000円を乗じて得た額を分担金の額とする。</u>

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和7年12月2日

鳥栖市長 向 門 慶 人

(提案理由)

急傾斜地崩壊防止工事に係る分担金の上限額を定めたいため、この案を提出する。

議案甲第 65 号

工事請負契約の締結について

基里中学校校舎大規模改造工事（建築工事）について、下記のとおり請負契約を締結するため、鳥栖市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 9 号）第 2 条の規定により、市議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 基里中学校校舎大規模改造工事（建築工事） |
| 2 契約の金額 | 1, 551, 000, 000 円 |
| 3 契約の相手方 | 栗山・大島・大同共同企業体
代表者 鳥栖市立石町 2066 番地の 2
株式会社栗山建設
代表取締役 栗山清規
構成員 鳥栖市養父町 38 番地
株式会社大島
代表取締役社長 大島弘三
構成員 鳥栖市神辺町 1418 番地 4
株式会社大同工務店
代表取締役 大坪寛 |
| 4 契約の方法 | 公募型指名競争入札 |

上記の議案を提出する。

令和 7 年 12 月 2 日

鳥栖市長 向門慶人

議案甲第 66 号

工事請負契約の締結について

基里中学校校舎大規模改造工事（電気設備工事）について、下記のとおり請負契約を締結するため、鳥栖市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 9 号）第 2 条の規定により、市議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 基里中学校校舎大規模改造工事（電気設備工事） |
| 2 契約の金額 | 227,920,000 円 |
| 3 契約の相手方 | 鳥栖市蔵上町 645-1-3
株式会社有明電設 鳥栖営業所
所長 松尾純治 |
| 4 契約の方法 | 指名競争入札 |

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 月 2 日

鳥栖市長 向門慶人

議案甲第 6 7 号

工事請負契約の締結について

基里中学校校舎大規模改造工事（機械設備工事）について、下記のとおり請負契約を締結するため、鳥栖市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 9 号）第 2 条の規定により、市議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 基里中学校校舎大規模改造工事（機械設備工事） |
| 2 契約の金額 | 229,680,000 円 |
| 3 契約の相手方 | 鳥栖市蔵上町 645-1-3
株式会社有明電設 鳥栖営業所
所長 松尾純治 |
| 4 契約の方法 | 指名競争入札 |

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 月 2 日

鳥栖市長 向門慶人

議案甲第68号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、市議会の議決を求める。

- 1 管理を行わせる公の施設の名称
鳥栖市社会福祉会館
- 2 指定管理者となる団体の名称
社会福祉法人鳥栖市社会福祉協議会
- 3 指定の期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

上記の議案を提出する。

令和7年12月2日

鳥栖市長 向 門 慶 人

議案甲第69号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、市議会の議決を求める。

- 1 管理を行わせる公の施設の名称
栖の宿
- 2 指定管理者となる団体の名称
株式会社篠原建設
- 3 指定の期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

上記の議案を提出する。

令和7年12月2日

鳥栖市長 向 門 慶 人

報告第20号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥栖市長の専決処分の指定に関する条例（昭和32年条例第7号）第2条第5号の事項を次のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和7年12月2日

鳥栖市長 向 門 慶 人

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥栖市長の専決処分の指定に関する条例（昭和32年条例第7号）第2条第5号の事項を次のとおり専決処分する。

令和7年11月10日

鳥栖市長 向 門 慶 人

施設の管理かしに基づく損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

損 害 賠 償 の 相 手 方	損 害 賠 償 額
個 人	1 4 6 , 5 0 0 円

2 事件の概要

令和7年7月6日午前11時ごろ、元町運動広場において、利用者が打ったボールが防球フェンスの破損箇所を通過して、駐車中の相手方所有の自家用車に直撃し後方左側バンパーを損傷した。

報告第21号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥栖市長の専決処分の指定に関する条例（昭和32年条例第7号）第2条第5号の事項を次のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和7年12月2日

鳥栖市長 向 門 慶 人

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥栖市長の専決処分の指定に関する条例（昭和32年条例第7号）第2条第5号の事項を次のとおり専決処分する。

令和7年11月17日

鳥栖市長 向 門 慶 人

事故に基づく損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

損 害 賠 償 の 相 手 方	損 害 賠 償 額
福岡県筑後市藏数字薬師塚 644-16 東興産業株式会社 九州営業所 所長 中西 勉	63,250円

2 事件の概要

令和7年8月6日午後2時ごろ、鳥栖市民球場において、市職員が作業中に相手方所有の受光器を転倒させ、破損した。